

令和3年度 第6回県政参画電子アンケート  
「鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)(案)」に関するアンケート結果概要

## 1 調査概要

- テーマ 「鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)(案)」に関するアンケート
- 実施期間 令和3年12月3日～12月13日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 717名
- 回答数 464名(回答率 64.7%)

## 2 目的・概要

鳥取県では人権が尊重される社会の実現に向け、平成8年に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき平成9年に「鳥取県人権施策基本方針」を定め、具体的な施策の方向性を示すとともに、様々な人権施策を展開し、社会情勢の変化に対応しながら人権先進県づくりに取り組んできました。

近年のインターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、誹謗中傷や差別的言動等の被害が深刻な社会問題となったことから、令和3年4月に人権尊重の社会づくり条例を一部改正しました。それに伴い、基本方針を改訂することとしましたので、会員の皆様のご意見をいただきたくアンケートを実施するものです。

### 【人権施策基本方針の位置付け】

○「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第6条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針  
<参考>

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

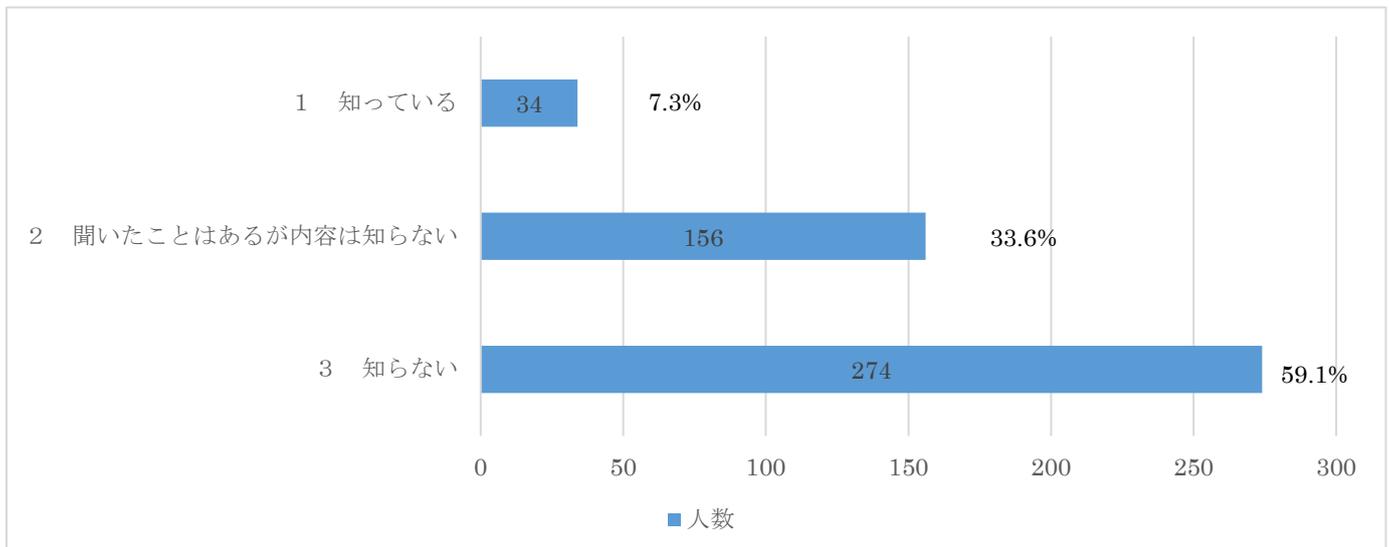
第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

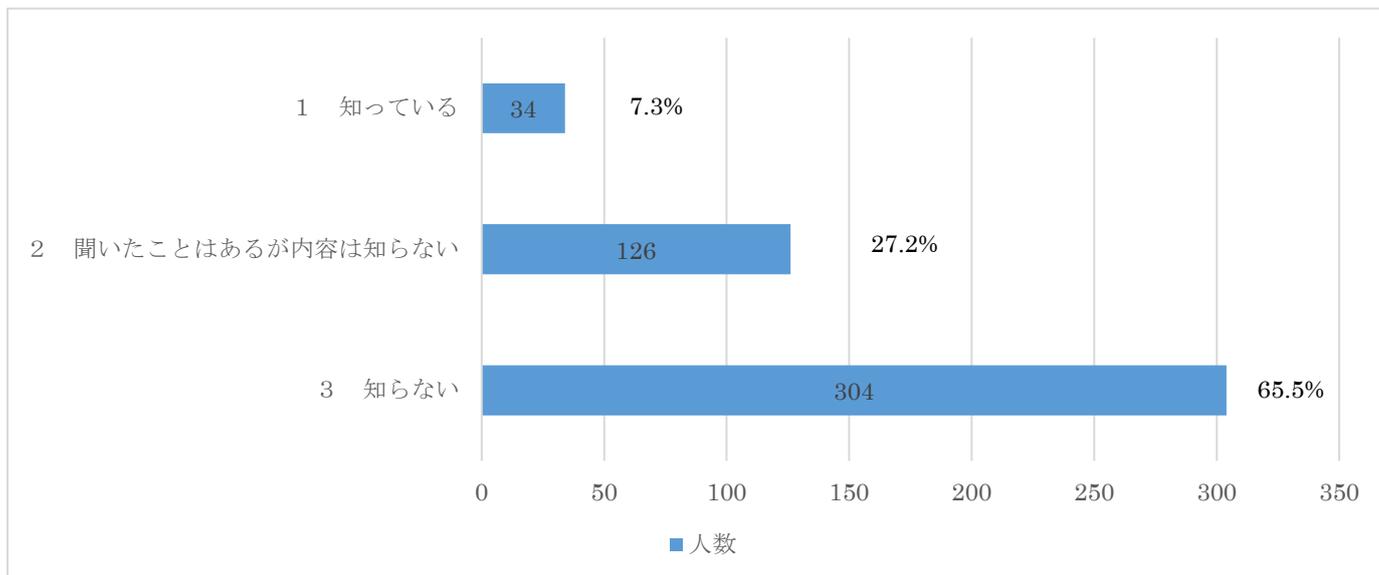
- (1)人権尊重の基本理念
- (2)人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3)差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4)相談支援体制に関すること。
- (5)人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6)第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7)人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

○県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための、県の人権施策の中・長期的な方向性を示すもの。

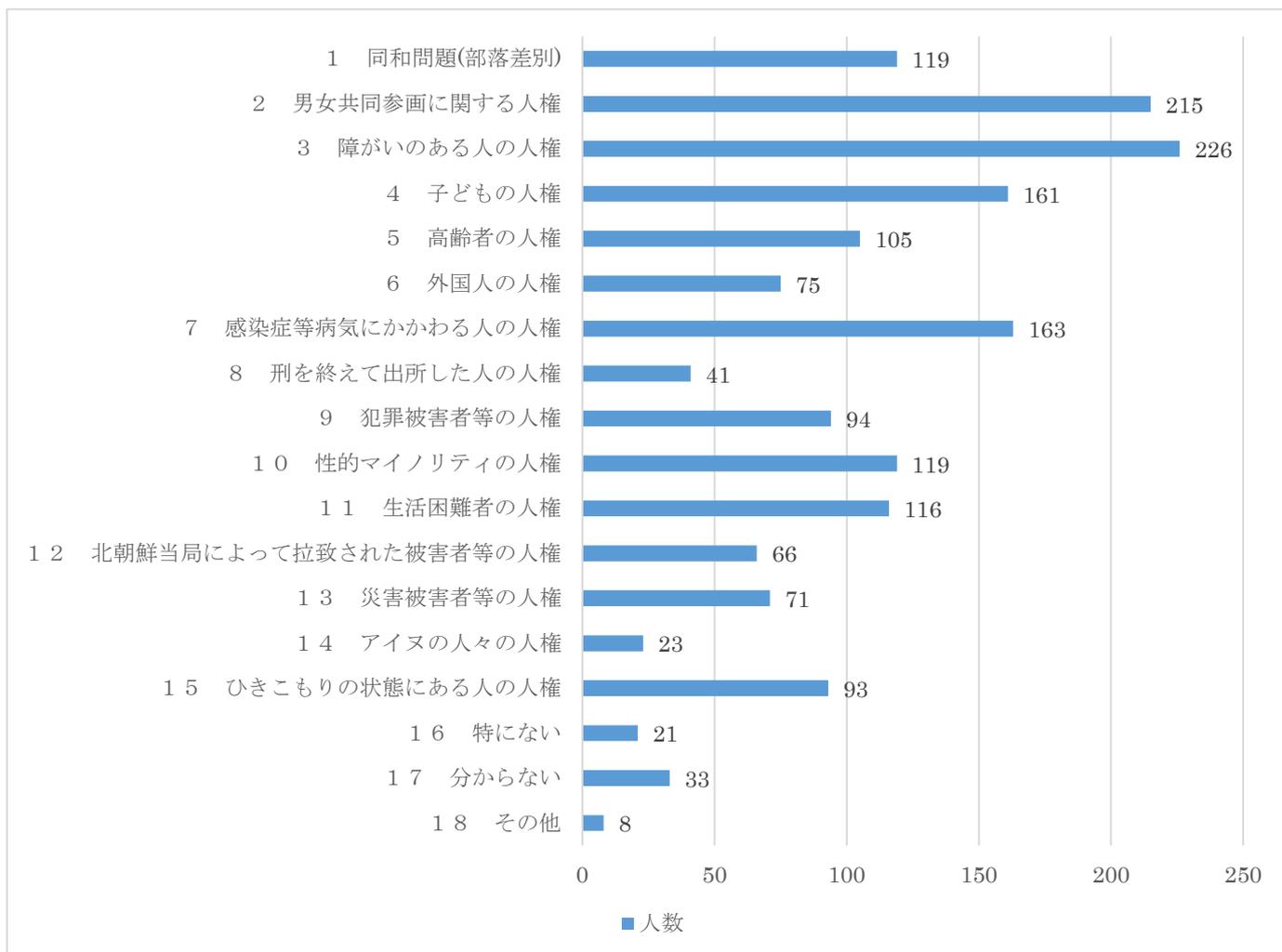
### 【問1】あなたは「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を知っていますか。



【問2】あなたは「鳥取県人権施策基本方針」を知っていますか。

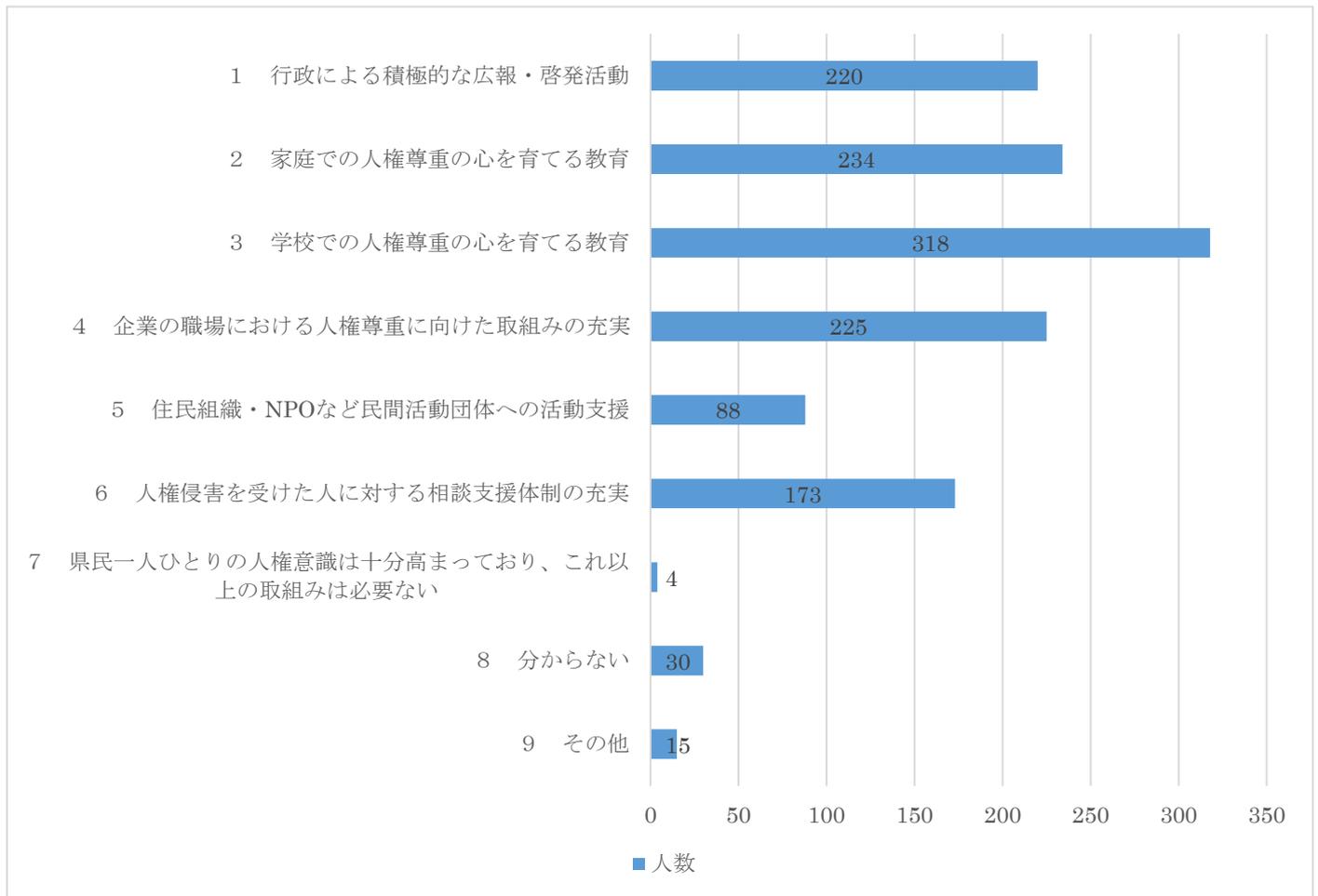


【問3】あなたは、鳥取県内において、力を入れるべき人権分野は何だと思えますか。



※複数回答、回答者464名

**【問4】差別のない人権が尊重される社会をつくるために、どのような取組手法が必要だと思いますか。**



※複数回答、回答者464名